

上田市立塩尻小学校 いじめ防止基本方針

上田市立塩尻小学校

1 いじめ防止の基本方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を作るために「上田市立塩尻小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- (1) 「いじめを絶対に許さない」学校・学級を作る。
- (2) 子どもたち・教職員の人権感覚を高める。
- (3) 子どもたち同士、子どもたちと教職員、教職員同士の温かな人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめの問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

2 いじめ防止等の対策のための組織

校務分掌の「生徒指導」の中に（いじめ等対策）の機能も含めた形で設置する。

対応が必要な事態の発生に伴い、校長・教頭・教務主任・生徒指導係・特別支援教育コーディネーター・特別支援教育係・該当学年主任・養護教諭・学校評議員で構成した対策委員会を特設する。

また、必要に応じ、心理・福祉の専門家、医師など外部の専門家の参加を求めていく。

※第三回学校評議委員会において、評議員の皆さんからアドバイスをいただく。その際、学校の実情に即して、「いじめ防止基本方針」が機能しているか評価していただく。

※人権教育係、特別支援教育係、生徒指導係、校内支援委員会担当との連絡・連携を密にする。

※他の委員会同様、委員会がきちんと機能しているか、点検・見直しを行う。

3 具体的ないじめ防止の方策

(1) いじめ防止のための日常的な取り組み

- ①子ども達一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級作りを行う。
- ②わかる・楽しい授業を行い、基礎・基本の定着を図ると共に、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③思いやりの心や命を大切にする心（みんなかけがえない存在であることを理解）を道徳・学級指導の時間・人権同和教育の時間などの指導を通して育む。なかよし月間（10～11月）には、人権同和教育の授業を保護者地域の方々に公開し、地域家庭でも話題にさせていただく。
- ④「いじめは決して許されないこと」という認識を子ども達がもつように、あらゆる機会の中で指導する。
- ⑤「見てみないふり」は「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生や友だち・お家の方に知らせたり（知らせることは悪いことではない）やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ⑥情報教育（総合的な学習の時間）では、最初に“情報モラル”について学習する時間を十分に取って丁寧に扱う。

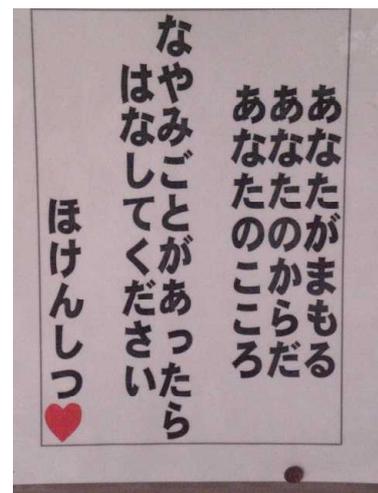
- ⑦学校では鉢の幼虫や教室で飼っている金魚・メダカを大切に世話して育てたり、蓮池にいる魚や飛来する野鳥等に親しんだりすることで、動物の命や私たちの命の大切さに触れる機会にする。
- ⑧職員は、子ども達や保護者からの話を親身になって聞く。また、子ども達の日記や保護者からの連絡帳を丁寧に読み、必要な声かけ等素早く誠実な対応を行う。
- ⑨児童会による「なかよし集会」「全校で遊ぼう！」「運動集会」など、子ども達が考えて計画した学年を越えた活動を大切にする。
- ⑩全校で6月11月の二回のQ-U検査を実施し、子ども達の学校満足度や集団での様子を客観的にみて、その結果を受け個別に児童と話す時間を取り支援を行う。

(2) 早期発見・早期対応のための方策

- ①職員会議の最初に、児童理解の時間を設け、“生徒指導係”“特別支援係”“就学相談係”からの報告や“支援会議”の報告等、全職員で情報を共有する。子ども達の急な変化や最近の気になる言動の報告（必要に応じ臨時開催）を行い、情報を共有して全職員で注視する。
- ②毎日の出席状況の確認から、子どもの変化をつかむ。
- ②少しでも子どもの様子の変化を感じたら、教職員は、積極的に声かけをし、教職員間の連絡も速やかに行い、より適切な対応を吟味・相談し対応する。
- ③“Q-U検査①6月の結果”“なかよしアンケート9月の結果”“Q-U検査②11月の結果”等を活用し、子ども達の人間関係の把握や学校生活等の悩みなどをつかみ、共に解決していこうとする姿勢を示す。

(3) 相談体制

- ①いじめに限らず、困った事や悩んでいる事があれば、誰にでも相談できる事や相談する事の大切さを子ども達に伝えていく。
- ②年に2回行うQ-U検査の結果から、担任が学級の全児童と相談する機会を取る。
- ③なかよし旬間中に行う“なかよしアンケート”の記述内容に応じて、担任は個別の相談時間を取り対応する。
- ④担任は、子ども達の訴えやつぶやきを聞き逃さないようにする。また、子ども達の日記や保護者からの連絡帳を丁寧に読み、児童や保護者の悩み・苦しみを見逃さないようにする。
- ⑤全職員が、“元気のない子”“いつもと様子が違う子ども”“職員会議で名前の挙がっている子ども”に、積極的に声かけをする。
- ⑥いじめに関する相談を受けた職員は、速やかに校長・教頭に報告すると共に、委員会を通して全職員で情報を共有し、解決に向けて取り組む。



(4) 校内研修

- ①“発達障害”についての研修会

②城北地区学校職員会人権同和教育研修会

城北地区の全職員と共に、人権感覚を養うための研修を行う。

③ゲーム機・スマホ・インターネットに関する研修

ゲーム機・スマホ・インターネットに関わって、扱い方や書き込み等の迷惑・誹謗中傷行為等、人権的な問題も多数発生していることを受け、校内外で研修を実施する。

④学級経営研修

一学期・・・発表 5 月

二学期・・・一学期反省と二学期の課題 発表 8 月

三学期・・・二学期反省と三学期の課題 発表 1 月

⑤ Q-U 検査の結果の分析・考察研修会（6 月・12 月）

Q-U 検査を年二回実施し、各検査結果の分析をする事により学級の状態や個々児童の様子をつかみ、いじめに関わって必要な指導の参考にする。外部から講師を招き、具体的な手立て等の研修を計画実施する。

⑥ PTA 人権同和講演会（11 月）

11 月の参観日では、保護者・地域の皆様に人権同和教育の授業を参観していただく。その後の P T A 講演会では、保護者と共に人権感覚を養うためのお話や、携帯やインターネット等をめぐる問題についてのお話を聞く。

⑦二中ブロック人権同和研修会（11 月）

第二中学校ブロックで、人権同和教育の授業を通して、「人権感覚を養う授業はどうあったら良いか」等の研修をする。

4 いじめが見つかった時の対応

別紙：「塩尻小学校 いじめ対応マニュアル」により、全職員が組織的に指導にあたる。

5 重大事態への対応

- (1) いじめが原因で、「生命、心身または財産に重大な被害を生じた疑い」がある場合、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童や保護者からいじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに調査し、上田市教育委員会・東信教育事務所に報告する。
- (2) “上田市教育委員会に設置する組織”の指導の下に“塩尻小学校の「生徒指導係」を母体とする組織”を設置し、調査・報告・対応にあたる。資料 1「塩尻小学校いじめ対応マニュアル」に従って迅速に対応する。

上田市教育委員会	子育て子育て支援課	福祉課
児童相談所	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
PTA 会長	学校評議員代表	学校